

介護老人保健施設 老健リハビリよこはま施設

入所運営規程

第1章 施設の目的及び運営方針

(事業目的)

第1条 医療法人社団愛優会が開設する介護老人保健施設 老健リハビリよこはま（以下「施設」という。）が行う入所介護の事業の運営管理に必要な事項を定め、介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）及び指定居宅サービスの人員・設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）（以下「省令」という。）の基準原理に基づき、要介護状態と認定された利用者に、可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法・作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより利用者の心身の機能の維持・回復を測ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は第1条の目的を達成するため次のことを方針として運営されるものとする。

1. 入所者の自立を援助し、その家庭への復帰を目指す。
2. 明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視する。

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

1. 名称 介護老人保健施設 老健リハビリよこはま
2. 所在地 神奈川県横浜市旭区金が谷614番地3
3. 開設年月日 平成23年1月4日
4. 電話番号 045-369-7711 FAX 050-3737-9809

第2章 職員の員数、職種及び職種内容

(職員の員数、職種)

第4条 業務に従事する職員は次のとおりとする。

1. 管理者 1名（常勤兼務1名）
2. 医師 2名（常勤兼務1名、非常勤専従1名）
3. 薬剤師 2名（非常勤専従2名）
4. 看護職員 13名（常勤専従1名、非常勤専従12名）
5. 介護職員 49名（常勤専従19名、常勤兼務1名、非常勤専従1名）
6. 支援相談員 2名（常勤専従名、非常勤専従1名）
7. 理学療法士・作業療法士 17名（常勤2名、非常勤専従15名）
8. 介護支援専門員 2名（常勤専従2名）

- 9. 管理栄養士 2名（常勤専従2名）
- 10. 事務員 1名（非常勤専従1名）

（職務内容）

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- 1. 管理者（医師）は、施設の業務を統括し執行する。
- 2. 医師は、施設利用者の健康管理及び医療に適切な処置を講ずる。
- 3. 看護職員は、医師の指示を受け利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- 4. 介護職員は、医師の指示を受け利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 5. 支援相談員は、利用者・家族等に相談指導業務を行う。
- 6. 介護支援専門員は、認定調査の代行及び施設サービス提供計画業務を行う。
- 7. 理学療法士及び作業療法士は、医師の指示を受け利用者等に対する機能訓練業務を行う。
- 8. 管理栄養士は、医師の指示を受け、利用者の食事等に関して適切な計画を策定し利用者の栄養管理業務を行う。
- 9. 薬剤師は、医師の指示を受け薬剤業務を行う。
- 10. 事務職員は、施設における庶務及び経理等の事務を行う。

第3章 利用定員

（入所定員）

第6条 施設の入所定員は、入所者130名とする。

第4章 利用者へのサービスの内容及び利用料

（勤務体制の確保）

第7条

- 1. 施設は、入所者に対し、適切な施設サービスを提供できるよう勤務の体制を定めておかなければならない。
- 2. 施設は、当該施設の職員によって施設サービスを提供しなければならない。
- 3. 施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第8条 施設は、療養室に定員を超えて入所させてはならない。

（入所について）

第9条

- 1. 施設は、その身体の状態及び症状に照らし、施設療養の提供が必要であると認められる入所申込者を施設に入所させるものとする。
- 2. 施設は、入所申込に際しては、その者の病歴・家族状況などの把握に努めなければならない。

3. 施設は、入所申込者の症状が重いため、施設への入所が不相当であると認めた場合には、適当な病院又は診療所を紹介しなければならない。
4. 施設は新たに入所した入所者に対し、日課及び施設内での生活についての説明をして不安を取り除くよう努め、食事や健康状態、介護状況などについて面接をおこなわなければならない。
5. 施設は、入所者の身体の状態及び病状に照らし、定期的に入所の継続の可否を判定しなければならない。

(退所について)

第10条 次の場合には退所の措置をする。

1. 入所者が要介護認定において自立と認定された場合
2. 入所者の症状、心身状態が著しく悪化し、当施設でのサービスでは不適切であると判断された場合
3. 入所者が、当施設や当施設の職員又は他の利用者に対し、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的な行為を行った場合
4. 天災、災害、施設・設備の故障その他のやむを得ない理由により、当施設を利用することが出来ない場合
5. 管理者は、利用者が決められた規則に従わなかったり、禁止行為を行ったりして入所者の共同生活の秩序を乱す事があった場合には、適切な指示・指導を行い、さらにそれに従わないときには、保証人の承諾を得て利用を中止することができる。

(受給資格の確認)

第11条 施設は、入所サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。

(文章の交付)

第12条 施設は、療養介護を受けている入所者を保険医療機関等又は特定承認保険医療機関等に通院させ、法の規定による医療又は特定療養費にかかわる医療（医科にかかわるものに限る）を受けさせる場合には、介護老人保健施設の入所者であることを示す文章を当該入所者に対して交付しなければならない。

(通知)

第13条 施設は、入所を受けている利用者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく意見を付してその旨を当該入所者等の居住地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

1. 正当な理由なしに療養介護の利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められた時。
2. 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、また受けようとした時。

(治療の方針)

第14条 医療の診療の方針はつぎに掲げるところによるものとする。

1. 診療は一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な判断を基準とし療養上妥当適切に行うこと。
2. 診療にあたっては懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行うこと。
3. 診療にあたっては常に医学の立場を堅持して、入所者等の心身の状況を観察し、老人の心理が健康に及ぼす影響を十分に考慮して適切な指導を行うこと。
4. 常に入所者等の症状及び心身の状態並びに日常生活や家庭環境の的確な把握に努め、本人又は家族等に対し適切な指導を行う。
5. 検査、投薬、注射、処置等は、入所者等の症状に照らし妥当適切に行うこと。
6. 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生大臣が定めるものの他は行ってはならない。
7. 別に厚生大臣が定める医薬品以外のものを入所者等に使用し、又は処方してはならない。

(必要な医療の提供が困難な場合の処置等)

第15条

1. 施設の医師は、利用者の症状からみて当該施設において必要な医療を提供する事が困難であると認められた時は、協力病院その他適当な病院もしくは診療所への収容のための処置を講じ、又は、他の医師の往診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。
2. 施設の医師はみだりに利用者のための往診を求め、又は利用者を病院もしくは診療所に通院させてはならない。
3. 施設の医師は、利用者のための往診を求め、又は病院もしくは診療所に通院される場合には、当該病院又は診療所の医師に対し、当該利用者の診療状況に関する情報の提供をおこなわなくてはならない。
4. 施設の医師は、利用者が往診を受けた医師又は入所者が通院した病院もしくは診療所に医師から当該利用者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診察を行わなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第16条

1. 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止する為の体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
2. 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
3. 事故発生の防止のための事故防止委員会を月1回開催し定期的な研修を年2回行う。
4. 1から3の措置を適切に実施するための担当者を笹沼 和利 とする。

(機能訓練)

第17条 機能訓練は、利用者等の心身の諸機能の改善又は維持を図るため計画的に行わなければならない。

(看護及び介護)

第18条 看護及び介護は、入所者などの病状、心身の状態などに応じ適切に行うとともに日常生活の充実に資するように行わなければならない。

(日課)

第19条 管理者及び支援相談員は、日常生活につき、日課を定めて励行するように努めること。

(生活指導)

第20条 職員は、入所者に対して処遇の原理に裏付けされた援助を目指すため、個々の処遇方針に基づき、施設サービス計画を作成し、指導援助にあたらなければならない。また処遇方針及び生活プログラムは、入所者の状態の変化に応じてその都度作成しなければならない。

(食事)

第21条

1. 入所者には給食を提供するものとする。
2. 給食は、栄養並びに利用者の心身状況及び嗜好を十分考慮したものを提供する。尚、給食は契約業者によって供給するが、当施設の管理栄養士が給食内容を指示するものとする。

(衛生管理)

第22条

1. 施設長、看護師及び介護職員は利用者と施設の保健衛生のために次の各号について努めなければならない。
2. 衛生知識の普及指導及び生活習慣の確立。
3. 当施設において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。
4. 施設設備や医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

(健康管理)

第23条 当施設の職員は、年1回の検診を受ける事とする。ただし、夜勤勤務する職員については労働基準法に基づき年2回の検診を受ける事とする。

(ケアカンファレンス)

第24条 管理者他入所者の処遇にかかわる全ての職員は、定期的にケアカンファレンス会議を行い、職員の意思統一や情報の伝達及び正確な把握に努め、問題、課題に関する討議を行うことにより入所者の処遇の向上に努めなければならない。

(研修)

第25条 管理者他全ての職員は、入所者の処遇向上のため、施設外研修や内部研修において知識と技術の向上に努めなければならない。

(在宅ケア)

第26条 職員は、入所者が家庭復帰した後、在宅療養が適切に行えるようにアフターケアに努めなければならない。(家庭に対して、医療、介護面の相談指導等)

(利用料)

第27条

1. 介護保健施設サービスにかかる利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときには、その1割または2割、3割の額とする。
2. 上記の利用料の他、特別な療養室の提供に従い必要となる費用ならびに理美容代その他の日常生活に要する費用の範囲内において利用者から利用料の支払を受けることができる。これらの自費分に関しては、利用者又は家族の希望によります。
3. 利用者が私物洗濯委託サービスを利用者の希望で業者に委託したとき、施設は利用者の便宜を図るためのその洗濯代金を業者に代わって受けることができる。
4. 施設は、利用開始に際し、利用料については具体的に明示する。
5. 利用料は別に定める料金表のとおりとする。

(掲示)

第28条 施設は、当施設の見やすい場所に、運営規程の概要並びに職員の勤務体制、協力病院及び利用料に関する事項を掲示しなければならない。

第5章 利用者の守るべき規律

(日課の励行)

第29条 入所者は、施設管理者・支援相談員・看護師・介護職員・作業療法士及び理学療法士の介護職員等の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第30条 入所者が、外出又は外泊しようとする時は、所定の手続きをとって、外出先・外泊先・用件・施設へ帰着する予定日時等を届け出なければならない。

(面会)

第31条 入所者は、外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。

(健康保持)

第32条 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は特別な理由がない限り、努めて受診しなければならない。

(衛生保持)

第33条 入所者は、施設の清潔、整頓その他の環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

(身上変更の届出)

第34条 入所者は、身上に関する重要な事項の変更が生じた時には、速やかに施設管理者又は支援相談員に届けなければならない。

(施設内禁止行為)

第35条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

1. 宗教や習慣の相違等で他人を排撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵害すること。
2. 喧嘩もしくは口論を為し、泥酔するなどもしくは物音や楽器等の音を大きく出して静隠を乱し、他の入所者に迷惑をおよぼすこと。
3. 当施設では全館及び敷地内は禁煙とする。
4. 故意に施設もしくは物品に障害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。
5. 施設内の秩序、腑域を乱し又は安全衛生を害すること。
6. 無断で備品の位置又は形状を変えること。
7. 施設内に火気等危険物を持ち込まないこと。

(入所者の持ち込み)

第36条 入所者は次の備品や所持品を原則として持ち込まないようにする。

1. テレビやラジオ、その他備品は持ち込まないようにする。(但し必要な場合はあらかじめ施設に届け、許可を得ること)
2. 施設に入所時に、大金や貴重品は持ち込まないようにする。(無断で持ち込み紛失した場合は、施設側は責任を負わない。)

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第37条

1. 施設管理者は、自然災害、火災その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期さなければならない。
2. 前項の実施について少なくとも年2回以上の消化・通報・避難訓練を行うものとする。
(但し、年1回は夜間を想定した避難訓練を実施する。)

第7章 その他施設の管理に関する重要事項

(諸記録の整備)

第38条 施設は、施設及び構造設備・職員・会計・利用者に対するリハビリテーションサービスの提供に関する諸記録を整備しておかななければならない。

1. 管理に関する記録
 - ① 業務日誌
 - ② 職員の勤務状況、給与、研修等に関する記録

- ③ 月間及び年間の事業計画および事業実地状況表
- 2. 入退所の判定に関する記録
 - ① 退所の判定の経過及び措置
 - ② 定期的な判定の経過及び結果
- 3. 施設療養その他のサービスに関する記録
 - ① 入所者等の台帳（病歴、生活歴、家族の状況等を記録したもの）
 - ② 入所者のケース記録
 - ③ 診察、看護、介護、機能訓練等の日誌
 - ④ 診療記録など診療に関する記録
 - ⑤ 献立及び食事に関する記録
- 4. 会計経理に関する記録
- 5. 施設及び構造設備に関する記録

（秘密の保持）

第39条

- 1. 当施設とその職員は、正当な理由がなく業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密をもらしてはならない。
- 2. 施設は居宅介護支援事業所等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により同意を得ておかなければならない。
- 3. 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約する。

（緊急時の対応）

第40条

- 1. 施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により診察が必要と認める場合に協力医療機関又は協力歯科医療機関での診察を依頼する。
- 2. 施設は、利用者に対し、施設における介護保険サービスでの対応が困難な状態又は、専門な医学的対応を必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介する。
- 3. 全2項の他、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は利用者及び家族が指定する者や医療機関等に緊急に連絡する。
- 4. 協力医療機関は下記に記す。

（要望又は苦情の申し出）

第41条

- 1. 利用者及びその家族は、施設の提供する介護保険施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員・介護支援専門員に申し出ることができる。
- 2. 申し出の内容は受付担当者が事実確認を行う。
- 3. 施設長・幹部職員に報告し、苦情解決委員会にて検討を行い、検討結果を利用者及び家族に報告すると共に、該当行政機関等へも速やかに報告する。

- ① 当事業所ご利用者苦情窓口
電話番号 045-369-7711
FAX 番号 050-3737-9809
担当者 支援相談員
介護支援専門員
対応時間 午前9時から午後5時
解決責任者 事務長 大石 恭弘

② 公的機関の苦情の申し立て窓口

○旭区高齢・障害支援課
電話番号 045-954-6061

○横浜市 健康福祉局 高齢施設課
電話番号 045-671-3923

○神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険室 介護事業係
電話番号 0570-022110

(自治体との連携)

第42条 施設は、その運営にあたっては、区市町との連携に努めなければならない。

(協力病院)

第43条

1. 施設は、入所者などの病状急変などに備えるため、あらかじめ協力病院を定めておかなければならない。
2. 施設は、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておかなければならない。

当施設の協力医療機関は下記とする。

- ・名称 医療法人社団鵬友会 湘南泉病院
- ・住所 横浜市泉区新橋町1784
- ・電話 045-812-2288

- ・名称 医療法人社団鵬友会 横浜ほうゆう病院
- ・住所 横浜市旭区金が谷644
- ・電話 045-360-8787

- ・名称 新横浜デンタルクリニック
- ・住所 横浜市港北区小机町2461
- ・電話 045-478-1814

(身体の拘束等)

第44条 当施設は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。

但し、当該入所者又は他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(虐待の防止のための措置)

第45条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

1. 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
2. 施設における虐待防止のための指針を整備する。
3. 施設において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
4. 1～3に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
5. 施設は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第46条

1. 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。
2. 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
3. 介護老人保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団愛優会の幹部会において定めるものとする。

附則 この規程は、平成23年 1月 4日から施行する。

この規程は、平成23年 2月 22日から施行する。

この規定は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成23年 7月 21日から施行する。

この規定は、平成28年 11月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 10月 1日から施行する。

この規定は、令和3年 6月 1日から施行する。

この規定は、令和5年 6月 5日から施行する。

この規定は、令和5年 12月 20日から施行する。